

2022年3月期
福岡県庁信用組合ディスクロージャー誌

県庁しんくみ Report

2021年4月1日~2022年3月31日まで

おかげさまで
100th
ANNIVERSARY

■ ごあいさつ

理事長
川崎 俊丸

組合員ならびに関係各団体の皆さまには、日頃より格別のご愛顧とお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現状（令和3年度）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

私どもは、設立来からの基本理念である「相互扶助の精神」に基づいて、経営の健全性と福利厚生を柱とする融資態勢に努めています。

今後とも、なお一層のご支援とご指導を心からお願い申し上げます。

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第100期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月30日

福岡県庁信用組合

理事長 川崎 俊丸

■ 事業方針

○基本方針【県庁職員の経済的地位の向上に奉仕します。】

福岡県庁信用組合は、協同組織職域金融事業体としての責務を果たすとともに、福岡県職員の相互扶助による経済的地位の向上に寄与いたします。また、皆さまの資金を安全かつ確実に管理し、健全なる経営に努めます。

○当組合の経営姿勢と考え方

協同組織金融機関の当組合は、個人金融の分野を専門とする金融機関です。

福岡県職員の皆さまの生活防衛とその向上を目的とし、地縁、人縁を基盤として、借り手の立場に立った幅広い与信判断と、安定的な資金の供給を目指します。

福岡県職員の皆さまからお預かりした資金を安全かつ確実に管理し健全なる経営に努めます。

■ 令和3年度 経営環境・事業概況

今期は、令和4年に創立100周年を迎えるに当たり、設立の趣旨に立脚した「相互扶助による経済的地位の向上に寄与する融資」「経済的リスクの発生時のセーフティネット融資」の推進を進めるとともに、「経営基盤の強化(組合員、出資金の増強)」を目標に掲げ、「組合員(出資)」と「預金」の増強に取り組んできました。併せて、県職員互助会、県職員労働組合など主要な団体への出資金増額要請や、新たなサービスとして「Web完結型フリーローン」を導入しました。

このような中、令和3年度のわが国経済は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた緊急事態宣言の発出により、力強さを欠きました。同宣言が解除された10月以降、一旦景気は持ち直しの動きを見せたものの、1月以降は再度の感染拡大を背景に行動制限が課され、再び経済活動は停滞しました。さらに、2月下旬に発生したロシアによるウクライナ侵攻により世界経済は大きな混乱に陥りました。この事態は、我が国を始めインフレ傾向にあった米国、欧州といった主要国の経済を直撃し、インフレがさらに加速する要因となりました。これを受け、我が国を除く各国主要中央銀行は、インフレ対策のために金融政策を転換せざるを得ない状況に至りました。我が国においてもエネルギー価格の高騰は国民生活に深刻な影を落としており、海外主要国との金融政策の違いから円安が進行する中、先行きの見通せない状況が続いています。

このような状況の中、当期末の預金積金は、創立100周年記念事業に係る預金獲得運動により、50億7,382万円と、前期と比べ1,233万円の増加となりました。また、経営基盤強化のための「組合員(出資金)」の取り組みにつきましても、個人、団体を併せて、前期と比べ521万円増加し、出資金は3,262万円となり、自己資本の強化を行うことができました。

しかしながら、貸出金においてはコロナ禍の下、未だ回復の兆しを見せない個人消費減少の影響により、前期と比べて1億8,951万円減少し、当期末で9億3,515万円となり、収益に悪影響をもたらしています。

一方、有価証券においては、日本国債(20年)を中心に12億円の追加購入を行いました。また、2月末には社債1億円を売却し残存期間とクーポンの高い債券と入れ替えることで利回りの向上を図りました。

また、預け金は国債の購入に伴い残高が減少し、35億1,089万円となり、前期と比べて8億850万円減少しました。

損益の状況ですが、貸出金利息収入の減少を主因として資金運用収益は365万円の減少となりましたが、「日本銀行の地域金融強化のための特別当座預金制度」の活用や、有価証券売却の際に発生した売却益、貸倒引当金戻入益により、経常収益は6,515万円となりました。また、人件費を始めとした削減効果等より経常費用は6,428万円となりました。結果、当期は86万円の経常収益、当期純利益は66万円となり、僅かですが黒字へと転換することができました。

継続する厳しい経営環境克服の対応策は貸出金の推進であるものの、コロナ禍が継続する中、直ちに貸出金を回復させることは困難であると考えられます。従いまして、引き続き創立100周年記念事業による預金・貸出金並びに新規組合員の増強を中心とした組合員の拡大に注力するとともに、資金運用の強化に努める第101期事業計画を構想しています。

今後とも、県職員の皆さまに安心してご利用いただき、ご満足いただけるようサービスの向上と安定した経営基盤の確立に向けて更なる努力を重ねてまいります。

■ 経営管理体制

リスク管理体制・法令遵守体制

■ リスク管理の体制

- ① 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して健全性を確保します。
- ② 経営計画等のうえから、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけます。
- ③ 経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行います。
- ④ 自己責任原則に基づく健全経営および安定した収益を確保するための体質の強化に取り組むとともに、各業務において発生するリスクを的確に把握し、管理運営していきます。
- ⑤ リスクを経営レベルで総合的かつ専門的に管理を行うために、専務理事と常に連携をとりながら市場動向に応じた資産・負債構成の最適な運営方針、市場リスクの管理方針、与信業務に関する基本方針、信用リスクの管理方針等を協議します。なお、これらの方針やリスク管理の状況は理事会に定期的に報告し、過大なリスク負担をしていないかチェックできる体制とし、リスク管理の基本方針は、理事会において年1回、あるいは戦略目標の変更時等に必要に応じて見直します。

■ 法令遵守の体制

金融機関がその社会的責任や公共的使命を果たすためには、業務の健全かつ適切な運営が不可欠です。そのためには、経営の健全性が確保されなければなりません。また、経営環境の変化に対応した企業の経営倫理およびその管理体制の確保が求められており、経営トップのリーダーシップのもと、高い倫理観と遵法精神を組織に浸透させる必要があります。金融機関に対する信頼は、日々の着実な業務運営の積み重ねによって確立される一方、信頼を毀損することは非常にたやすいことを絶えず心に置いていなければなりません。こうした信頼に応えるためには、責任体制を明確にする必要があり、理事会の総括の下、コンプライアンス担当者を配置して違法行為の未然防止など法令遵守に取り組んで参ります。

また、近年のマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた国際的な要請の高まりを受け、金融犯罪を防止するための対策を行っております。



■ 役員一覧

理事長	川崎 俊丸(*)	監事	堤 広実
専務理事	柴田 雄次(*)	監事	柴田 拓夢
理事	小林 文子(*)	監事	酒井 ミユキ
理事	熱田 敏幸(*)	(令和4年7月1日現在)	
理事	吉田 聡(*)		
理事	筒井 剛(*)		
理事	福原 千尋(*)		
理事	安部 康平(*)		
理事	奈須 鉄也(*)		
常勤理事	野中 英明		

(注)当組合は、職員出身者以外の理事(*)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



■ 店舗一覧および地区一覧

名称／福岡県庁信用組合
 所在地／〒812-8577
 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県庁 1階北棟
 TEL 092(641)7454
 FAX 092(632)4425
 創立年月日／大正11年10月20日
 組合員範囲／福岡県職員
 福岡県教育委員会職員
 福岡県警察職員
 日本年金機構九州ブロック本部職員
 全国健康保険協会福岡支部職員
 福岡労働局職員
 福岡県関係団体職員
 地区／福岡県内

■ 組合員数

(単位:人)

区分	令和2年度末	令和3年度末
個人	2,908	2,817
法人	43	43
合計	2,951	2,860

■ 個人情報保護宣言の概要

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」という。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」という。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合の店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取扱いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取扱いいたしません。

(1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報

(2) 個人信用情報機関等の第三者から提供された情報

(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取り扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合

(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを共同利用することがあります。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱い個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

(1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8. のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取り扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。

(2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の全管理段階を通じた取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。

(3) 個人データの取り扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはその恐れを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施しています。

(4) 個人データの取り扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規程に記載しています。

(5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じています。

(6) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本店窓口までお申し出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取り扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

総務課 Tel 092-641-7454
Fax 092-632-4425

■ 総代会の概要

■ 総代会の制度

信用組合は、組合員の「相互扶助」の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を大切にしている協同組織金融機関です。したがって、組合員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することになります。当組合では、組合員数が多いので、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代わる総代会制度を採用しております。

総代会は、定款の変更、決算関係書類の承認、理事・監事の選任などの重要事項を決議する最高意思決定機関です。総代会は、組合員一人一人の意見が当組合の経営に反映されるように、組合員の中から総代選挙規程に従い適正な手続きを経て選任された総代により運営されております。

■ 総代の定数および任期

1. 総代の定数は、100人です。
2. 総代の任期は、3年としています。

■ 第100期通常総代会の決議事項

第100期通常総代会を令和4年6月29日（水）午後2時より、福岡県中小企業振興センター401号会議室において、新型コロナウイルス感染防止に努め開催し、当日の出席総代94名のもと以下の全議案が可決・承認されました。

- 第1号議案 第100期事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分（案）について
- 第2号議案 第101期事業計画（案）及び収支予算（案）について
- 第3号議案 理事の報酬について
- 第4号議案 監事の報酬について
- 第5号議案 組合員の除名について
- 第6号議案 役員の変更について

令和4年6月現在

支会名	総代名	支会名	総代名	支会名	総代名	支会名	総代名
本部	新山 晃 7	本庁支会	卜部 駿也 2	筑紫支会	平山 浩二 6	遠賀川支会	田邊 匠 1
本部	宮崎 和則 7	本庁支会	木戸 崇人 1	筑紫支会	野邊 和樹 1	遠賀川支会	堀 修 9
本部	川原 正慈 3	本庁支会	山本 真一郎 1	筑紫支会	榮 勝彦 6	遠賀川支会	片岡 厚 9
本庁支会	手島 輝大 2	本庁支会	大城 亜実 2	北筑前支会	田中 康史郎 3	遠賀川支会	宮崎 秀幸 7
本庁支会	中村 徹 4	本庁支会	武田 慶子 1	北筑前支会	横山 国広 8	遠賀川支会	鶴 高雄 5
本庁支会	井上 秀浩 11	本庁支会	今林 克幸 2	北筑前支会	石丸 俊明 2	遠賀川支会	藤川 和明 7
本庁支会	福田 慶司 2	本庁支会	山下 俊貴 2	北筑前支会	青木 宏之 3	南筑支会	堤 光輝 1
本庁支会	山田 稔 6	本庁支会	安部 康平 3	北筑前支会	吉田 由佳利 4	南筑支会	椿原 辰美 7
本庁支会	岡本 愛弓 1	本庁支会	井上 泰智 3	京築支会	恵崎 摂 1	南筑支会	古賀 武博 1
本庁支会	岩下 昇嗣 1	本庁支会	倉本 雄基 2	京築支会	重松 義隆 3	八女支会	下道 智 6
本庁支会	亀田 真吾 1	本庁支会	山崎 菜穂子 3	京築支会	山田 佳寛 1	八女支会	白石 弘美 1
本庁支会	米原 淳史 2	本庁支会	犬束 真理子 2	北九州支会	山口 信幸 10	八女支会	金子 淳美 2
本庁支会	西村 清司 5	本庁支会	小柳 頼敏 2	北九州支会	南 守 1	久留米支会	鹿田 鉄也 8
本庁支会	桑原 雄大 2	福岡支会	原 宏美 1	北九州支会	山室 隆士 5	久留米支会	栗原 龍治 1
本庁支会	深町 憲二 8	福岡支会	奥原 薫 2	北九州支会	田中 麻美 3	久留米支会	中村 英俊 8
本庁支会	花牟禮 穂玖都 1	福岡支会	岩永 正彦 3	北九州支会	三村 法文 2	久留米支会	松田 隆孝 1
本庁支会	那木 勇也 1	福岡支会	星野 光弘 2	北九州支会	堀田 雄一郎 1	久留米支会	堤 玉吉 2
本庁支会	森田 徹 8	福岡支会	酒井 ミユキ 2	北九州支会	木村 了二 7	朝倉支会	山元 良和 1
本庁支会	三好 完 1	福岡支会	奈須 鉄也 2	北九州支会	山野 隆史 3	朝倉支会	竹内 小百合 4
本庁支会	熊辻 健吾 4	福岡支会	占部 智 4	北九州支会	坂井 賢之 2	朝倉支会	藤原 淳次 4
本庁支会	白谷 寛治 5	福岡支会	濱本 由美 3	田川支会	岩崎 佳代 1	朝倉支会	古賀 博美 1
本庁支会	廣渡 誉大 1	筑紫支会	角田 昭彦 6	田川支会	田中 康嗣 6	自治労福岡 県本部	古賀 和浩 5
本庁支会	桐生 宗一郎 1	筑紫支会	古賀 大聖 1	田川支会	田尻 亮 1	自治労福岡 県本部	野田 和之 8
本庁支会	吉田 直美 3	筑紫支会	米倉 隆信 4	遠賀川支会	竹下 聡 7	教育庁	麻生 祐樹 4
本庁支会	永水 智美 1	筑紫支会	今津 昭信 6	遠賀川支会	永水 裕子 4	県庁退職協	松本 伸一 8

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

■ 経理・経営内容

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和2年度	令和3年度		令和2年度	令和3年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	8,864	14,568	預 金 積 金	5,061,497	5,073,828
預 け 金	4,319,410	3,510,905	普 通 預 金	208,742	240,142
買 入 金 銭 債 権	-	-	貯 蓄 預 金	-	-
有 価 証 券	700,484	1,693,477	通 知 預 金	-	-
国 債	-	1,193,195	定 期 預 金	4,795,798	4,791,431
地 方 債	-	-	定 期 積 金	56,956	42,255
短 期 社 債	-	-	借 用 金	700,000	700,000
社 債	700,384	500,181	そ の 他 負 債	5,921	4,475
株 式	100	100	未 決 済 為 替 借	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	未 払 払 費 用	2,632	1,933
貸 出 金	1,124,629	935,115	給 付 補 填 備 金	204	111
割 引 手 形	-	-	未 払 法 人 税 等	1,059	851
手 形 貸 付	-	-	前 受 収 益	-	-
証 書 貸 付	1,124,629	935,115	払 戻 未 済 金	1,240	922
当 座 貸 越	-	-	そ の 他 の 負 債	784	657
そ の 他 資 産	57,537	56,100	賞 与 引 当 金	1,810	1,405
未 決 済 為 替 貸	-	-	役 員 賞 与 引 当 金	-	551
全 信 組 連 出 資 金	46,400	46,400	退 職 給 付 引 当 金	28,955	20,719
前 払 費 用	-	-	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3,140	1,550
未 収 収 益	9,800	8,980	特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
そ の 他 の 資 産	1,336	719	繰 延 税 金 負 債	-	-
有 形 固 定 資 産	4,546	4,018	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	-	-
建 物	4,114	3,702	負 債 の 部 合 計	5,801,324	5,802,530
土 地	-	-	(純資産の部)		
建 設 仮 勘 定	-	-	出 資 金	27,408	32,620
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	432	315	普 通 出 資 金	27,408	32,620
無 形 固 定 資 産	259	172	優 先 出 資 金	-	-
ソ フ ト ウ ェ ア	259	172	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
の れ ん	-	-	資 本 剰 余 金	-	-
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	-	-	利 益 剰 余 金	368,090	368,533
繰 延 税 金 資 産	-	-	利 益 準 備 金	26,728	26,728
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	-	-	そ の 他 利 益 剰 余 金	341,361	341,804
債 務 保 証 見 返	-	-	特 別 積 立 金	286,502	285,530
貸 倒 引 当 金	△ 18,909	△ 10,673	(うち100周年事業積立金等)	251,559	250,587
(うち個別貸倒引当金)	△ 12,447	△ 5,105	当 期 未 処 分 剰 余 金	54,859	56,274
			(又は当期末処理損失金)		
			自 己 優 先 出 資 金	-	-
			組 合 員 勘 定 計	395,498	401,153
			純 資 産 の 部 合 計	395,498	401,153
資 産 の 部 の 合 計	6,196,823	6,203,683	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,196,823	6,203,683

(注)

- 当組合に該当のない科目は省略しております。記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、事業年度末の市場価格等に基づく時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年
そ の 他 4年~6年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、全役職員の協力の下に統括部が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額①	238,577百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額②	229,590百万円
差引額(①-②)	8,987百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(自令和2年4月1日 至令和3年3月31日) 0.049%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 15,766百万円(及び別途積立金24,753百万円)であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 1百万円を費用処理しています。

なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び関連会社株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資業務規程、融資商品並びに融資業務マニュアル及び信用リスク規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査と信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、定期的に理事会において、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資産運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

1) 金利リスクの管理

当組合は、金融機関の業務に関するリスク関連資料(オフサイトモニタリング資料)によって金利の変動リスクを管理しております。日常的に金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次毎に役員に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

2) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われており、月次毎に役員に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、過去からのキャッシュフローデータを分析して、適宜資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

12. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額 (単位:百万円)
(1) 預け金(*1)	3,510	3,515	4
(2) 有価証券	1,693	1,654	△38
その他証券	1,693	1,654	△38
(3) 貸出金(*1)	935		
貸倒引当金(*2)	△ 10		
	924	1,227	303
金融資産計	6,128	6,397	268

	金融負債	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預金積金(*1)		5,073	5,072	△1
金融負債計	5,073	5,073	5,072	△1

(*1)預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

預け金については、残存期間に基づく区分毎に、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

また、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積が困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)です。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金及び定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯毎に将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式及び組合出資の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
関連法人等株式	100千円
組合出資金	46,450千円

関連法人等株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としてはおりません。

組合出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

13. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(2) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表計上額が取得原価を超えるものはありません。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債	1,193百万円	1,193百万円	－百万円
社債	500百万円	500百万円	－百万円

14. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価格	売却益	売却損
社債	100百万円	0百万円	－百万円

15. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	－百万円	－百万円	296百万円	896百万円
社債	300百万円	100百万円	99百万円	－百万円

16. 担保に提供している資産は、為替取引及び当座借越取引のための預け金 1,065百万円です。

17. 有形固定資産の減価償却累計額 5,655千円

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 2,552千円

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 2,972千円

20. 出資1口当たりの純資産額 614円88銭

21. 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債券の区分等に合わせて表示しております。

22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	17,936千円
危険債権額	4,664千円
三月以上延滞債権額	－千円
貸出条件緩和先債権額	－千円
合計額	22,601千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

■ 経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度	科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	63,954	65,151	経 常 利 益	△ 12,792	862
資金運用収益	63,658	60,005	特 別 利 益	-	-
貸出金利息	48,279	42,416	固定資産処分益	-	-
預け金利息	6,381	5,865	負ののれん発生益	-	-
有価証券利息配当金	8,041	9,798	金融商品取引責任準備金取崩額	-	-
その他の受入利息	955	1,925	その他の特別利益	-	-
役務取引等収益	271	193	特 別 損 失	-	-
受入為替手数料	167	162	固定資産処分損	-	-
その他の役務収益	103	30	減損損失	-	-
その他業務収益	9	1,009	金融商品取引責任準備金繰入額	-	-
国債等債券売却益	-	803	その他の特別損失	-	-
国債等債券償還益	-	-	税引前当期純利益金	△ 12,792	862
金融派生商品収益	-	-	法人税、住民税及び事業税	195	195
その他の業務収益	9	206	法人税等調整額	-	-
その他経常収益	14	3,942	法人税等合計	-	-
貸倒引当金戻入益	-	2,332	当期純利益	△ 12,987	667
その他の経常収益	14	1,610	繰越金(当期首残高)	67,846	54,634
経 常 費 用	76,746	64,288	………積立金取崩額	-	971
資金調達費用	1,229	1,016	当期未処分剰余金	54,859	56,274
預金利息	1,773	1,716			
給付補填備金繰入額	6	3			
譲渡性預金利息	-	-			
借入金利息	△ 550	△ 703			
コマーシャル・ペーパー利息	-	-			
その他の支払利息	-	-			
役務取引等費用	3,026	1,386			
支払為替手数料	73	60			
その他の役務費用	2,953	1,325			
その他業務費用	-	-			
国債等債券売却損	-	-			
国債等債券償還損	-	-			
国債等債券償却	-	-			
金融派生商品費用	-	-			
その他の業務費用	-	-			
経 費	60,994	56,561			
人件費	49,234	44,482			
物件費	11,748	12,069			
税金	10	9			
その他経常費用	11,496	5,324			
貸倒引当金繰入額	9,176	-			
貸出金償却	-	-			
金銭の信託運用損	-	-			
その他資産償却	-	-			
その他の経常費用	2,319	5,324			

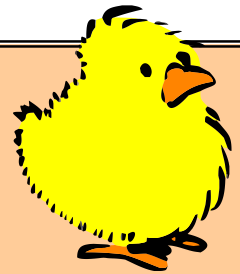
(注)

1.当組合に該当のない科目は一部省略しております。記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たりの当期純利益

1円10銭

【主要な事業の内容】



I 預金業務

1. 預金

- 普通預金
- 貯蓄預金
- 定期預金
(スーパー定期、大口定期、期日指定定期)
- 定期積金
- 通知預金

2. 譲渡性預金

(取扱いしておりません。)

II 貸出業務

証書貸付

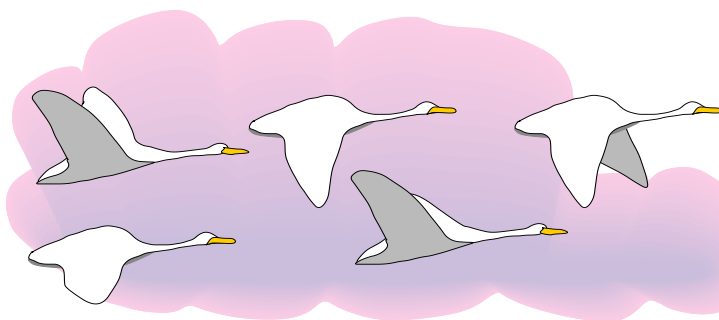
- ① 組合員に対する資金の貸付
- ② 組合員以外に対する預金又は定積金を担保とする資金の貸付

III 内国為替業務

IV 附帯業務

1. 債務保証業務
2. 代理業務

- ① 全国信用協同組合連合会



【受取利息および支払利息の増減】

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	△ 8,611	△ 3,652
支払利息の増減	△ 839	△ 212

■ 経理・経営の内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)			
科 目	令和2年度	令和3年度	
当期末処分剰余金	54,859	56,274	
積立金取崩額	-	-	
剰余金処分額	-	-	
利益準備金	-	-	
普通出資に対する記念配当金	225	298	
	(年 1 %の割合)	(年 1 %の割合)	
優先出資に対する配当金	-	-	
	(-円につき-円の割合)	(-円につき-円の割合)	
事業の利用分量に対する配当金	-	-	
	(-円につき-円の割合)	(-円につき-円の割合)	
特別積立金	-	-	
業務電算化積立金	-	-	
100周年記念事業積立金	-	-	
繰越金(当期末残高)	54,634	55,975	

経費の内訳

(単位:千円)			
項 目	令和2年度	令和3年度	
人 件 費	49,234	44,482	
報酬給料手当	37,538	34,106	
賞与引当金純繰入額	1,810	1,405	
退職給付費用	3,716	2,986	
社会保険料等	6,169	5,983	
物 件 費	11,748	12,069	
事務費	6,096	5,995	
固定資産費	1,537	1,747	
事業費	1,316	1,936	
人事厚生費	84	173	
有形・無形固定資産償却	1,195	784	
預金保険料	1,518	1,432	
税金	10	9	
経費合計	60,994	56,561	

粗利益

(単位:千円)			
科 目	令和2年度	令和3年度	
資金運用収益	63,658	60,005	
資金調達費用	1,229	1,016	
資金運用収支	62,428	58,989	
役員取引等収益	271	193	
役員取引等費用	3,026	1,386	
役員取引等収支	△ 2,754	△ 1,193	
その他業務収益	9	1,009	
その他業務費用	-	-	
その他の業務収支	9	1,009	
業務粗利益	59,683	58,805	
業務粗利益率	0.99 %	0.93 %	
業務純益	△ 3,105	2,244	
実質業務純益	△ 1,311	2,244	
コア業務純益	△ 1,311	1,441	
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	△ 1,311	1,441	

役員取引の状況

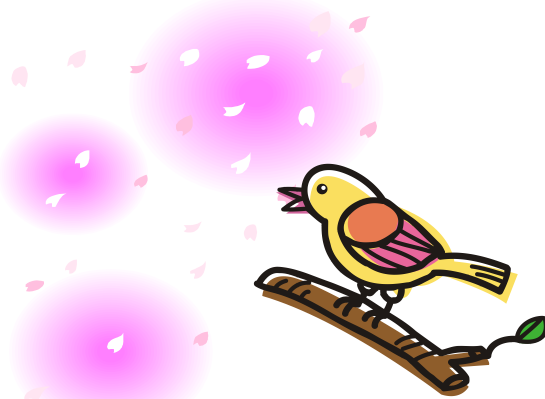
(単位:千円)			
科 目	令和2年度	令和3年度	
役員取引等収益	271	193	
受入為替手数料	167	162	
その他の受入手数料	103	30	
その他の役員取引等収益	-	-	
役員取引等費用	3,026	1,386	
支払為替手数料	73	60	
その他の支払手数料	2,888	1,281	
その他の役員取引等費用	65	44	

(注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

2. 業務純益=業務収益-業務費用

3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益



一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

		(単位:千円)				
		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	4,667	1,794	-	-	6,462
	令和3年度	6,462	-	-	893	5,568
個別貸倒引当金	令和2年度	14,669	7,382	9,604	-	12,447
	令和3年度	12,447	-	5,902	1,439	5,105
合計	令和2年度	19,337	9,176	9,604	-	18,909
	令和3年度	18,909	-	5,902	2,332	10,673

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。



■ 市場規律の内容(自己資本比率計算の根拠)

自己資本の構成

(単位:千円、%)

項 目	令和2年度		令和3年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基本項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	395,273		400,854	
うち、出資金及び資本剰余金の額	27,408		32,620	
うち、利益剰余金の額	368,090		368,533	
うち、外部流出予定額(Δ)	225		298	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基本項目の額に算入される引当金の合計額	6,462		5,568	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,462		5,568	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基本項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	401,736		406,423	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-		-	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-		-	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る10%基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る15%基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目 (ロ)	-		-	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	401,736		406,423	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	3,003,305		2,335,571	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		-	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	128,195		120,464	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	3,131,500		2,456,035	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	12.82		16.54	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

市場規律の内容(自己資本比率計算の根拠)

自己資本の充実度

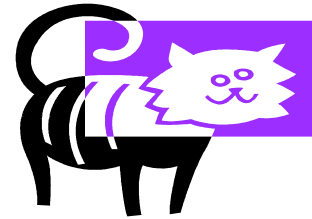
(単位:千円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所有自己資本の額合計	3,003,305	120,132	2,335,571	93,422
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	3,003,305	120,132	2,335,571	93,422
(i) ソブリン向け	-	-	-	-
(ii) 金融機関向け	864,575	34,583	702,758	28,110
(iii) 法人等向け	300,952	12,038	200,386	8,015
(iv) 中小企業等・個人向け	251,837	10,073	163,836	6,553
(v) 三月以上延滞等	-	-	-	-
(vi) 出資等	-	-	-	-
(vii) 上記以外	1,585,939	63,437	1,268,589	50,743
② 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
③ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	128,195	5,127	120,464	4,818
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	3,131,500	125,260	2,456,035	98,241

- (注)
1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「中小企業等・個人向け」とは、リスク・ウェイトが75%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法※を採用しています。

※[オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法]

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$



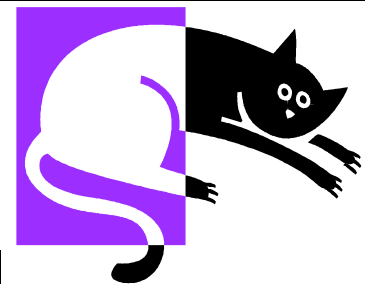
信用リスクに関するエクスポージャー(証券化エクスポージャーを除く)

<業種別及び残存期間別>

(単位:千円)

エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー	
			債 券			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度
電気・ガス・熱供給・水道業	200,291	200,024	200,291	200,024	-	-
情報通信業	100,528	100,375	100,528	100,375	-	-
卸売業、小売業	100,282	-	100,282	-	-	-
金融業、保険業	4,670,185	3,760,823	300,855	200,578	-	-
国・地方公共団体等	-	1,194,170	-	1,194,170	-	-
個人	1,116,788	934,082	-	-	-	-
その他	15,210	19,586	-	-	-	-
業種別合計	6,203,285	6,209,060	701,956	1,695,148	-	-
1年以下	2,798,865	2,819,092	501,666	400,969	-	-
1年超3年以下	2,186,205	1,087,512	100,015	-	-	-
3年超5年以下	435,858	195,022	100,275	-	-	-
5年超7年以下	205,367	186,259	-	-	-	-
7年超10年以下	207,050	571,943	-	396,954	-	-
10年超	296,970	1,108,961	-	897,225	-	-
期間の定めのないもの	60,660	217,155	-	-	-	-
その他	12,310	23,116	-	-	-	-
残存期間別合計	6,203,285	6,209,060	701,956	1,695,148	-	-

- (注)
1. 当組合は、オフ・バランス取引及びデリバティブ取引は、ありません。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形及び無形固定資産、その他資産が含まれます。
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。



市場規律の内容(自己資本比率計算の根拠)

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:千円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却		
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	目的使用		その他		R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	
各種サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	14,669	12,447	7,382	△ 1,439	9,604	5,902	-	-	12,447	5,105	-	-	
合計	14,669	12,447	7,382	△ 1,439	9,604	5,902	-	-	12,447	5,105	-	-	

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:千円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	8,864	1,194,170	14,568
20%	309,807	4,013,073	321,086	3,192,708
50%	200,298	-	200,024	-
75%	-	335,783	-	218,448
100%	200,803	833,801	100,375	767,102
150%	-	-	-	-
250%	300,855	-	200,578	-
その他	-	-	-	-
合計	1,011,763	5,191,521	2,016,233	4,192,826

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	自組合預金担保	
	R2年度	R3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	-	-
① ソブリン向け	-	-
② 金融機関向け	-	-
③ 法人等向け	-	-
④ 中小企業等・個人向け	-	-
⑤ 三月以上延滞等	-	-
⑥ 出資等	-	-
⑦ 上記以外	-	-

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。上記「貸出金と自組合預金の相殺」により削減されたもの以外は、該当ありません。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表上額	時価	貸借対照表上額	時価
上場株式等	-	-	-	-
非上場株式等	46,550	-	46,550	-
合計	46,550	-	46,550	-

(注) 貸借対照表計上額の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。
発行体は、全国信用協同組合連合会、福岡県火災共済協同組合及び信組情報サービス株式会社です。

IRRBB 1: 金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	129	240	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	98	239		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	14	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	129	240	0	0
		ホ		ヘ	
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	401		406	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

■ 経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	81,233	76,570	78,483	63,954	65,151
経常利益	4,845	5,151	△ 8,635	△ 12,792	862
当期純利益	4,744	5,049	△ 8,845	△ 12,987	667
預金積金残高	5,021,572	4,963,311	4,833,281	5,061,497	5,073,828
貸出金残高	1,574,095	1,443,976	1,348,224	1,124,629	935,115
有価証券残高	900,946	900,792	700,638	700,484	1,693,477
総資産額	5,477,433	5,418,279	5,276,457	6,196,823	6,203,683
純資産額	408,290	412,341	402,148	395,498	401,153
自己資本比率(単体)	11.72%	12.05%	13.11%	12.82%	16.54%
出資総額	22,949	22,188	21,070	27,408	32,620
出資総口数	458,985口	443,775口	421,415口	548,175口	652,400口
出資に対する配当金	238	229	-	225	298
職員数	5人	5人	5人	5人	4人

(注) 1. 「自己資本比率(単体)」の平成18年以降の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

2. 残高計数は期末日現在のものです。

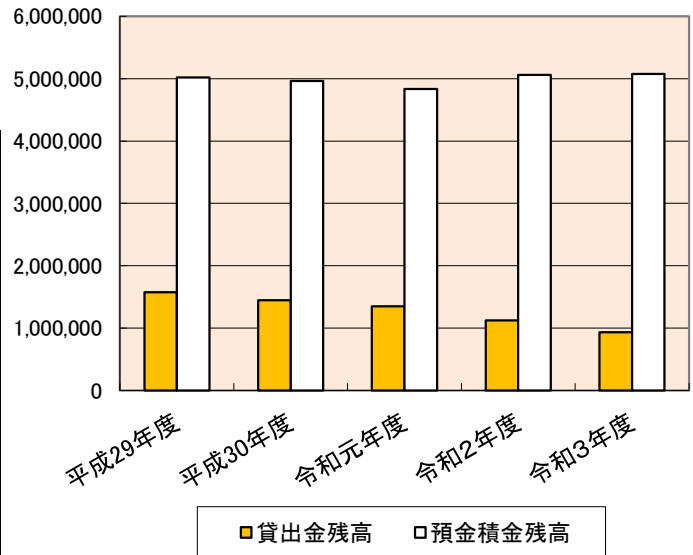
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(平均残高及び利息の単位:千円、利回りの単位:%)

科 目	年度	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	R2年度	5,990,720	63,658	1.06	
	R3年度	6,260,701	60,005	0.95	
	うち貸出金	R2年度	1,224,045	48,279	3.94
		R3年度	1,014,797	42,416	4.17
	うち預け金	R2年度	4,019,637	6,381	0.15
		R3年度	4,028,126	5,865	0.14
うち金融機関貸付等	R2年度	-	-	-	
	R3年度	-	-	-	
資金調達勘定	R2年度	700,638	8,041	1.14	
	R3年度	1,171,377	9,798	0.83	
	うち預金積金	R2年度	5,555,171	1,229	0.02
		R3年度	5,838,668	1,016	0.01
	うち譲渡性預金	R2年度	4,939,555	1,780	0.03
		R3年度	5,138,449	1,720	0.03
うち借入金	R2年度	-	-	-	
	R3年度	-	-	-	
うち借用金	R2年度	615,616	△ 550	△ 0.08	
	R3年度	700,219	△ 703	△ 0.10	

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、控除して表示しております。

預金貸出金の推移



その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
国債等債券売却益	-	803
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	9	206
その他業務収益合計	9	1,009

(注) 外国為替及び商品有価証券については取扱っていないため記載しておりません。

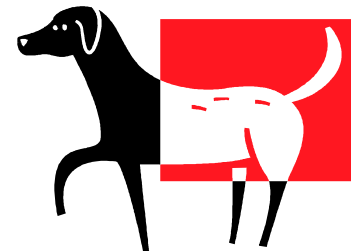
有価証券の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位:千円)

項 目	取得価格または契約価格	時 価	評価損益	
有 価 証 券	R2年度末	700,484	705,480	4,995
	R3年度末	1,693,477	1,654,570	△ 38,808

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 金銭の信託及びデリバティブ等商品については、該当がないため表示しておりません。



業務純益

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
業務純益	△ 3,105	2,244

■ 経理・経営内容

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	△ 0.21	0.01
総資産当期純利益率	△ 0.21	0.01

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資産利鞘等

(単位:%)

区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回(a)	1.06	0.95
資金調達原価率(b)	1.12	0.98
総資金利鞘(a-b)	△ 0.06	△ 0.03

預貸率および預証率

(単位:%)

区 分	令和2年度	令和3年度	
預 貸 率	(期 末)	22.21	18.43
	(期中平均)	24.78	19.74
預 証 率	(期 末)	13.83	33.37
	(期中平均)	14.18	22.79

職員1人当たりの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
職員1人当たりの預金残高	1,012,299	1,268,457
職員1人当たりの貸出金残高	224,925	233,778

内国為替取扱実績

(単位:千円)

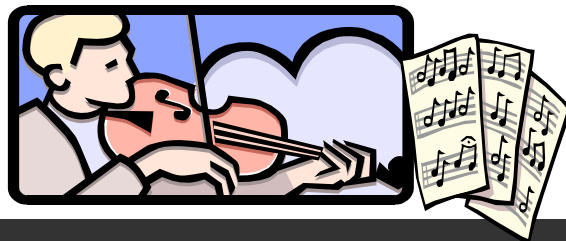
区 分	令和2年度		令和3年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	475	430,507	489	1,367,008
	他の金融機関から	446	191,565	393	158,086
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

預貸率、預証率とは、

お預かりした預金のうち、どれだけの額を貸出金または有価証券で運用しているかを示す指標です。

$$\text{預貸率} = \text{貸出金} \div \text{預金} \times 100$$

$$\text{預証率} = \text{有価証券} \div \text{預金} \times 100$$



■ 資金調達

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

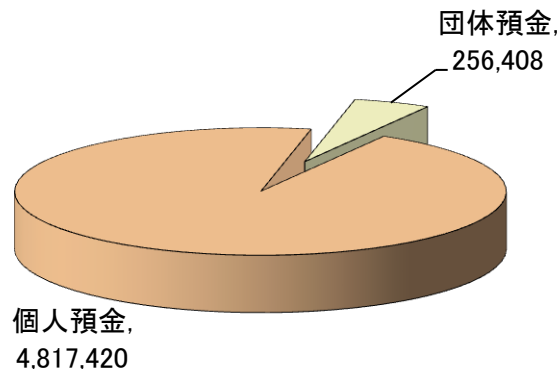
種 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	241,561	4.9	250,041	4.9
定期性預金	4,697,993	95.1	4,888,408	95.1
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	4,939,555	100.0	5,138,449	100.0

財形貯蓄残高

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
財形貯蓄残高	96,492	88,623

令和3年度
預金者別預金残高グラフ



預金者別預金残高

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
個 人	4,785,649	94.6	4,817,420	94.9	
法 人	275,847	5.4	256,408	5.1	
	一般法人	275,847	5.4	256,408	5.1
	金融機関	—	—	—	—
	公 金	—	—	—	—
合 計	5,061,497	100.0	5,073,828	100.0	

■ 資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:千円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	-	-	-	-
手形貸付	-	-	-	-
証書貸付	1,224,045	100.0	1,014,797	100.0
当座貸越	-	-	-	-
合 計	1,224,045	100.0	1,014,797	100.0

貸出金償却額

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	-	-

貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円、%)

業 種 別	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製 造 業	-	-	-	-
農 業	-	-	-	-
林 業	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-
鉱 業	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-
卸 売 ・ 小 売 業	-	-	-	-
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-
各 種 サ ー ビ ス	-	-	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-
雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構 等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,124,629	100.0	935,115	100.0
合 計	1,124,629	100.0	935,115	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	-	-	525,692	44.9
地 方 債	-	-	-	-
社 債	700,538	100.0	645,585	55.1
短 期 社 債	-	-	-	-
株 式	100	0.0	100	0.0
外 国 証 券	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
合 計	700,638	100.0	1,171,377	100.0

貸出使途別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運 転 資 金	1,124,629	100.0	935,115	100.0
設 備 資 金	-	-	-	-
合 計	1,124,629	100.0	935,115	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固 定 金 利 貸 出	1,124,629	100.0	935,115	100.0
変 動 金 利 貸 出	-	-	-	-
合 計	1,124,629	100.0	935,115	100.0

貸出金担保別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	-	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-
不 動 産	-	-	-	-
そ の 他	17	0.0	22	0.0
小 計	17	0.0	22	0.0
信用保証協会・信用保険	15,503	1.4	10,012	1.1
保 証	583,039	51.8	534,046	57.1
信 用	526,069	46.8	391,034	41.8
合 計	1,124,629	100.0	935,115	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	R2年度	-	-
	R3年度	-	-	296,916	896,278
地 方 債	R2年度	-	-	-	-
	R3年度	-	-	-	-
短 期 社 債	R2年度	-	-	-	-
	R3年度	-	-	-	-
社 債	R2年度	500,384	200,000	-	-
	R3年度	400,230	-	99,950	-
株 式	R2年度	-	-	-	100
	R3年度	-	-	-	100
外 国 証 券	R2年度	-	-	-	-
	R3年度	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	R2年度	-	-	-	-
	R3年度	-	-	-	-
合 計	R2年度	500,384	200,000	-	100
	R3年度	400,230	-	396,867	896,378

■ 資金運用

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	22	12	10	22	100.0	100.0
	令和3年度	17	14	3	17	100.0	100.0
危険債権	令和2年度	4	0	2	2	62.3	53.5
	令和3年度	4	0	1	2	55.4	47.8
要管理債権	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
小 計	令和2年度	27	13	12	25	93.5	87.7
	令和3年度	22	15	5	20	90.8	71.0
正 常 債 権	令和2年度	1,102					
	令和3年度	916					
合 計	令和2年度	1,129					
	令和3年度	939					

(注) 1.「破綻更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、更正、再生の各手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、

財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です(1に掲げるものを除く)。

3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(1及び2に掲げるものを除く)です。

5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く)です。

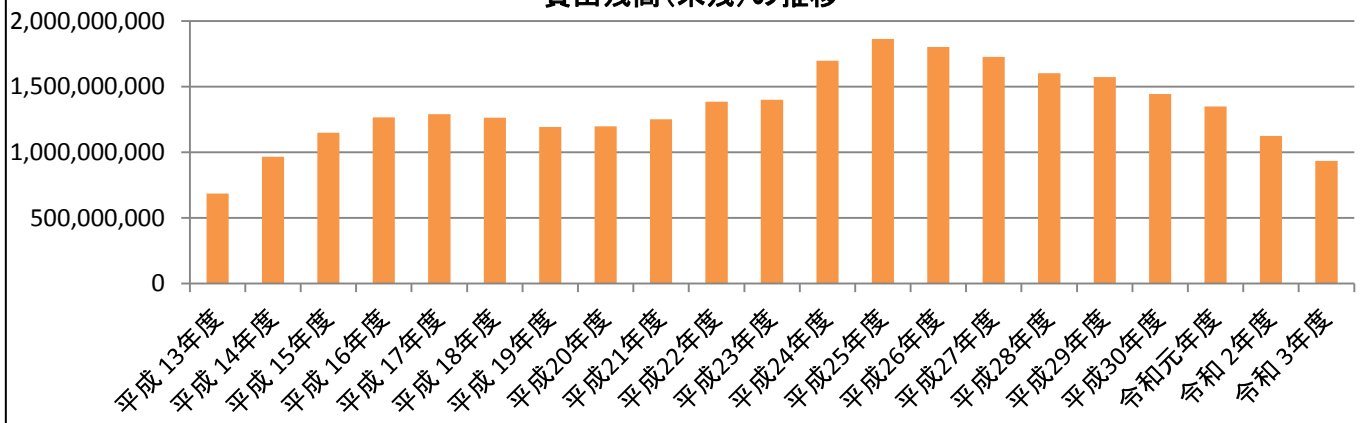
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く)です。

7.「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

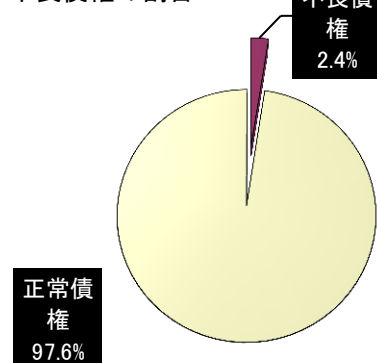
8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

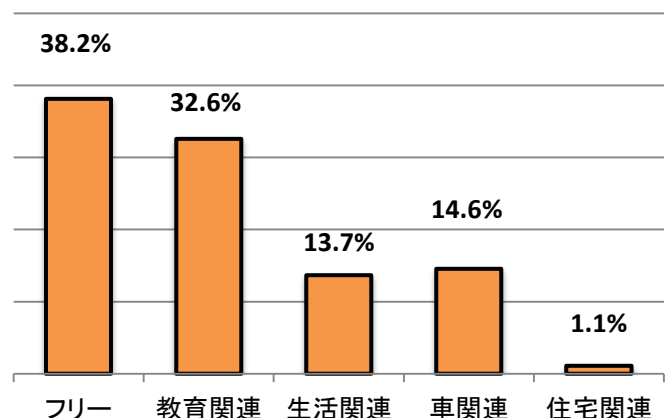
貸出残高(末残)の推移



不良債権の割合



融資用途別 利用状況



■ 預金者を保護するための市場規律の取組みと考え方

1. 自己資本の構成と調達方法について

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目(出資金や利益剰余金などの組合員勘定及び一般貸倒引当金コア資本算入額などで構成されています。)で構成され、令和元年度末の自己資本額は、福岡県職員の組合員の皆さまからの普通出資金 **32,620千円**と利益剰余金等により構成されております。

2. 自己資本充実度の評価方法について

自己資本の充実度については、自己資本比率(**16.54%**)の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。今後も引き続き業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げが第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクについて

(1) リスク管理の方針と手続きについて

信用リスクとは、融資先の財務状況の悪化等により、当組合が損失を被るリスクをいいます。また、貸出や保証といった伝統的な信用取引のほか、資金の運用などあらゆる金融取引に内在しています。

当組合では、特に信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、定量的な与信判断ができるよう整備し、信用リスク管理を徹底しています。信用リスク管理状況については、理事会等において報告するなど経営陣への報告態勢を整えています。

貸倒引当金は、「資産自己査定および償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監事による監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の仕分けは行っておりません。

- (株)格付投資情報センター(R&I)
- (株)日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針と手続きについて

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。

当組合では、融資申込みの際し、資金使途、返済原資の給与状況、他の借入状況など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しておりますが、判断の結果等において保証が必要な場合には、十分な説明とご理解を得たうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当組合が扱う担保は、自組合の定期性預金です。保証は、人的保証、全国しんくみ保証株式会社がありますが、その手続きについては、当組合が定めた「融資業務規程」等により、適切に取扱いを行っています。

また、融資取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「融資業務規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金、保証として適格保証人、その他未担保預金等が該当します。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きについて

当組合は、該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項について

当組合は、該当ございません。

「エクスポージャー」とは、金融機関などが、保有する資産を金融市場の価格変動などのリスクにさらしている部分の割合のことです。



■ 預金者を保護するための市場規律の取組みと考え方

7. オペレーショナル・リスクについて

(1) リスク管理の方針と手続きについて

オペレーショナル・リスクとは、事務手続き、情報管理など業務遂行プロセスの不具合または犯罪、自然災害などの外部要因によって、当組合が損失を被るリスクのことです。

当組合では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク等に分けて捉え、管理態勢や管理方法に関する基本方針等の規程を制定し、リスク管理を実施しています。

その他リスクについては、苦情相談窓口の設置や個人情報保護及び各商品の説明態勢の整備等顧客保護の観点重視した管理態勢の整備に努めています。

バーゼルⅡ対応としてのオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法(オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算定方法のひとつです。算定方法については11頁「自己資本の充実度」の注7をご参照下さい。)を採用しております。過去3年間の粗利益に各々15%を乗じて算出した平均値をオペレーショナル・リスクの額とし、この相当額に12.5(100/8)を乗じた値を分母に算定しております。これらのリスクに関しても、理事会等において報告するなど経営陣への報告態勢を整えています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称について

当組合は基礎的手法を採用しています。

8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針と手続きについて

当組合が保有する出資等及び株式等エクスポージャーは「**全国信用協同組合連合会の出資金**」、「**福岡県火災共済協同組合の出資金**」及び「**信組情報サービス株式会社の株式**」です。これらは売買等を行う目的ではなく、時価もありません。

なお、当該取引に係る会計処理については、当組合が定めた資金運用に係る諸規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」沿った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクについて

(1) リスク管理の方針と手続きについて

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当組合では、定期的に評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としています。

具体的には、証券各社から時価情報を得るとともに野村証券の「i-Port」とSMBC日興証券の「NBA」等により、資産と負債の金利または期間のミスマッチによる銀行勘定の金利リスクを計測しています。このように、当組合では、将来の金利変動に対するリスク管理を実施し、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法について

I 金利リスク算定の前提は、以下の定義にもとづいて算定しております。

- ① 計測手法 : VaR
- ② 前提条件 : 分散共分散法 保有期間6か月
観測期間1年 信頼区間99%
100bpvの金利上昇

II 為替/株式リスクを含む仕組み債

為替は10%の円高、株式は10%の下落

III 株式/投信

時価30%下落

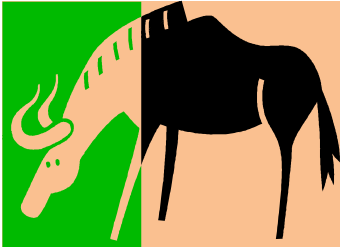
『バック・テスト』

VaRでリスク量を計測する場合は、過去のデータをもとにポートフォリオ損益の変化を予測しているため、事前に計測されたVaRと評価損益の変化を比較して結果の妥当性を検証する必要があります。従って、このバックテストによって実際の評価損益がVaRの値を超えた回数を計測しています。

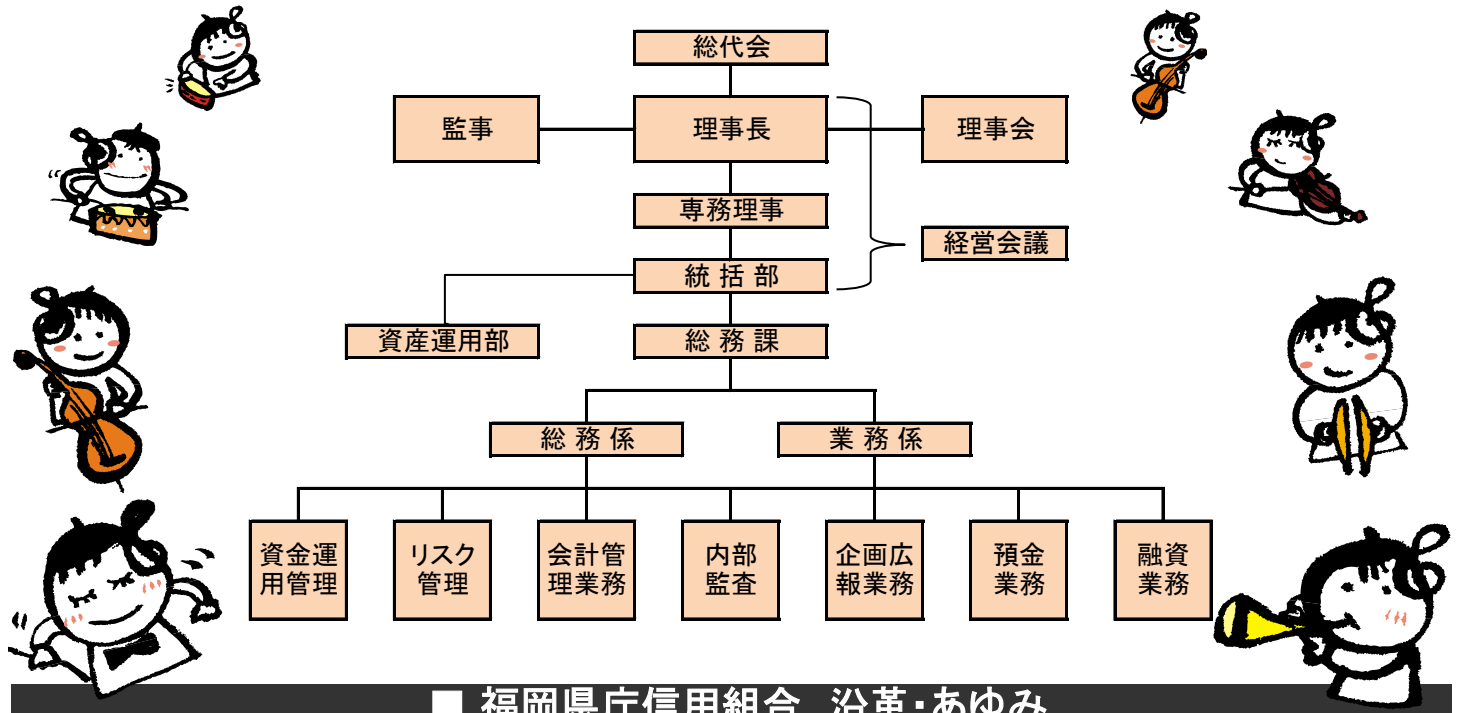
『ストレス・テスト』

外部環境の大幅な変化を想定してストレス・テストを下記シナリオにもとづき実施しています。

- ・金利が100bpv上昇(並行移動)
- ・仕組み債は為替レート20%円高、株式は20%下落するケース
- ・株式証券投資信託は、時価が50%下落した場合を加えます。



■ 事業の組織



■ 福岡県庁信用組合 沿革・あゆみ

大正11年10月 安河内知事以下庁内の部課長を中心とした20名の設立者で「有限責任福岡県庁信用組合」を発足した。組合員267名、出資金1口1円。

大正14年9月 文房具、雑貨類、日用品、食料品の購買斡旋をする購買部を設け、「有限責任福岡県庁信用購買組合」に名称を変更。

昭和4年8月 業務地区の拡大を図る。【八幡市、久留米市、浮羽、三井、朝倉、八女、遠賀各郡を追加】出資金1口5円

昭和5年5月 出張店舗開設。【西新町(早良区西新)に購買所】

昭和10年1月 産業組合法により「有限責任」が「保証責任」となる。

昭和12年4月 組合員の健康維持を図るため、利用施設として医療設備を庁内に設け、「保証責任福岡県庁信用購買利用組合」に名称を変更した。

昭和12年8月 切手類、印紙販売の開始。

昭和14年7月 医療施設を健康相談室とし、本格的に組合員の健康相談事業を行い、診療所とした。

昭和16年5月 飲食店等の営業を本組合購買部が引き受け、業務を開始。

昭和17年～昭和22年 信用組合の組織を「信用部(本館一階に6名)」、「購買部(本館地下に4名)」に再編し利便性の向上に努めた。

昭和20年2月 庁内郵便局の開局により、切手類、印紙売捌業務を廃止。

昭和23年11月 出資金1口5円を50円に改訂。
自転車預かり所の設備、靴修理店の設備、時計修理店の設備、理髪店の設備を新に整えた。

昭和25年2月 産業組合法が廃止され、中小企業等協同組合法の施行により信用組合の根拠法が変わり、「福岡県庁信用組合」へ名称を変更した。また、当組合事業も金融業務のみとなり、購買利用事業は全て福岡県職員互助会へ事業譲渡、福岡県職員互助会の購買事業が開始された。

昭和34年より組合員資格を本庁在職の職員から、全県下の出先機関の職員へと拡大し、福岡県職員の相互扶助による経済的地位の向上に寄与している。

■ トピックス(令和3年度主な活動)

全信組連との意見交換会「決算・資金運用意見交換会」	R3年4月14日
会計監査の実施 『定例決算監査及び内部監査部門との連携強化と業務状況を報告』	R3年4月22日
令和3年度 第1回理事会開催	R3年5月26日
協議内容: 「第99期事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、剰余金処分案」、「第99期通常総代会開催日及び提出議案」、「資金(有価証券・預け金)の運用と市場リスク管理」、「コンプライアンス計画の策定」、「規程の改定」、「創立100周年記念事業の進捗」、「マネロン・テロ資金供与対策の態勢整備」、「役員を選任」	
令和3年度 第2回理事会開催(書面審議)	R3年6月9日
協議内容: 創立100周年記念事業、第1回キャンペーン結果報告 『出資金の増強では、381名 1,034万4千円の新規加入及び増資があり、目標の500万円を大きく上回った。また、預金増強では4億4,636万円の預け入れを達成した。』	
「創立100周年記念事業、第2回キャンペーン」の取組みを提案し承認を得た。取組みは R3年11月30日まで	
①『【融資増強】愛車ローン当初3ヶ月の金利 1.7%』、②『【融資増強】Web完結型フリーローン』	
③『【預金増強】だんだんつみたて新規口座開設にQUOカード贈呈、預入金利 年0.02%』、	
④『【預金増強】100周年ふりかえ定期、預入金利 年0.02%』	
全信組連主催「地区別懇談会」へ出席	R3年6月11日
第99期 通常総代会開催	R3年6月29日
協議内容: 「第99期事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、剰余金処分案」、「第100期事業計画案、収支予算書案」、「理事及び監事報酬」、「役員改選」 出席者:総代28名 理事9名 監事2名	
令和3年度 第3回理事会開催	R3年6月29日
協議内容: 「理事長及び専務理事の互選」を行い、次期理事長及び専務理事が決定した。	
創立100周年記念事業、第1回キャンペーン『賞金総額100万円、当選者100名:出資増強 抽選会』開催	R3年6月29日
『372名の応募があり、抽選会は最大に執り行われた。』	
「第63回全国職域信用組合協議会定例総会」へ出席	R3年7月1日
福岡県信用組合協会「通常総会」へ出席	R3年7月15日
全信中協主催「FATF審査結果公表説明会」へ出席	R3年9月22日
全信中協主催「マネーローダリング・テロ資金供与対策基本規程・要領改訂説明会」へ出席	R3年9月29日
県庁信組主催「マネーローダリング・テロ資金供与対策 第10回内部勉強会」実施	R3年10月4日
全信組連主催の「第2回職域信組サーバー活用方法会議」へ出席	R3年10月29日
令和3年度 第4回理事会開催	R3年11月4日
協議内容: 「組合員の加入及び出資の状況」、「300万円以上の融資状況」、「年末12月29・30日)の店舗休業」、「令和3年度仮決算の状況」、「貸出金利(ふりーばす)の改定」、「資金(有価証券・預け金)の運用及び市場リスク管理の状況」、「第3回創立100周年記念事業の取組み」、「理事の自己契約」、「規程等の制定及び改定」	
金融庁主催「業務説明会」へ出席	R3年11月5日
内部監査の実施	R3年12月7～18日
内閣府主催「サイバーセキュリティセンター演習」に参加	R3年12月8日
全信組連・信組情報主催「令和3年度信組共同センターシステム協議会」に参加	R3年12月9日
福岡財務支局「財務内容ヒアリング」の実施	R3年12月14日
令和3年度 第5回理事会開催	R4年1月31日
協議内容: 「組合員の加入及び出資の状況」、「300万円以上の融資状況」、「令和3年度決算見込み」、「出資金増額の取組み」	
全信組連主催「地区別懇談会」へ出席	R4年2月18日
全信組連主催「資金運用会議」へ出席	R4年2月22日
信組共同センター主催「第7次システム更改説明会」へ出席	R4年2月24日
福岡財務支局「決算見込みヒアリング」の実施	R3年3月11日
令和3年度 第6回理事会開催	R4年3月23日
協議内容: 「組合員の加入及び出資の状況」、「300万円以上の融資状況」、「令和3年度決算見込み」、「令和4年度事業計画案」、「令和4年度資金構成案・収支予算案」、「役員報酬及び職員の定期昇給と賞与支給割合」、「規程等の制定及び改定」	

■ 役職員の報酬体系

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事長及び常勤の理事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、「決定方法」、「支払手段」、及び「決定時期」などを規程で定めております。

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	11,329 千円

注1. 使用人兼役員の使用人としての報酬等を含めております。

注2. 対象役員に該当する理事は3名です(期中に退任したものを含む)。

注3. 上記以外に支払った役員賞与金は、理事 828千円、役員退職慰労金は、理事2,175千円、監事 30千円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は、当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

基本方針

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

■ 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※ 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

店舗内の窓口担当者
または貸付担当者までお願いいたします。
担当窓口連絡先
電話番号：092-641-7454
受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

苦情等のお申し出は当組合のほか、「しんくみ相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けています。苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますので、当組合の各担当者へご相談ください。

名称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号	03-3567-2456
受付日時	月～金(祝日及び信用組合休業日を除く) 9:00～17:00



※ 相談所は、公正・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京弁護士会等」という。)のほか、福岡県弁護士会が設置運営する紛争解決センター(以下、「福岡県弁護士会紛争解決センター」という。)で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合担当者またはしんくみ苦情等相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、東京弁護士会等や福岡県弁護士会紛争解決センターへ申し出ることも可能です。

なお東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、福岡県弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。例えば、お客様は、福岡県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面接で、東京弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。下記東京弁護士会等のいずれかにご照会ください。

(東京弁護士会等)

【東京弁護士会 紛争解決センター】	電話：03-3581-0031	住所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
【第一東京弁護士会 仲裁センター】	電話：03-3595-8588	
【第二東京弁護士会 仲裁センター】	電話：03-3581-2249	

(福岡県弁護士会紛争解決センター)

【天神弁護士センター】	電話：092-741-3208	住所：福岡市中央区渡辺通5-14-12
【北九州法律相談センター】	電話：093-561-0360	住所：北九州市小倉北区金田1-4-2
【久留米センター】	電話：0942-30-0144	住所：久留米市篠山町11-5

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めています。

1. お客様からの苦情等については、店頭またはお電話にて受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査し、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ苦情等相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ苦情等相談所の規則等を遵守し解決に取り組みます。
6. 苦情等に対応するため、研修等により相談苦情処理・苦情対応マニュアルに基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
7. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握したうえで、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。



福岡県庁信用組合の地域（職域）への貢献



【地域に貢献する信用組合の経営姿勢】

当組合は、福岡県の職員を組合員とする職域信用組合です。組合員がお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

金融業務を通じて組合員の福利厚生を促進し生活の安定と向上に寄与し、ひいては地域社会の安定に貢献しています。



【融資を通じた地域貢献】

当組合では、県職員の皆さまの様々な資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を提供しています。

「教育関連の融資」は、令和4年3月末現在で 164件 304,452千円のご利用をいただいています。

- 商品名 『翔学ローン』
- 商品概要 教育資金に係る費用及び他金融機関の教育資金の借換にご利用いただけます。
- 融資条件
 - ・ 融資限度額 必要な金額の全額 ・ 返済期間 定年退職日まで(最長5年間返済据置可能)
 - ・ 約定金利 年利 2.5%
 - ・ 保証人等 原則連帯保証人不要(返済期間が退職日を超える場合は、親族等の連帯保証人が必要となります。)



「車関連の融資」は、令和4年3月末現在で 126件 136,048千円のご利用をいただいています。

- 商品名 『愛車ローン』
- 商品概要 自動車やバイクの購入資金、車検や修理費用、他機関の自動車ローンの借換などご利用いただけます。
- 融資条件
 - ・ 融資限度額 必要な金額の全額 ・ 返済期間 定年退職日まで
 - ・ 約定金利 年利 2.6%

「債務一本化の融資」は、令和4年3月末現在で 93件 166,318千円のご利用をいただいています。

- 商品名 『まとめて一本』
- 商品概要 他機関貸付の借換(旧債返済)にご利用いただけます。
ご利用中のローンの返済計画の見直しができるほか、金利については、最優遇金利を適用しますので、現在ご利用中の金利負担は大幅に軽減されます。
- 融資条件
 - ・ 融資限度額 1,000万円 ・ 返済期間 定年退職日まで
 - ・ 保証人等 返済期間が退職日を超える場合、連帯保証人が必要となります。

「その他の融資」は、令和4年3月末現在で 395件 328,295千円のご利用をいただいております。



【職域サービスの充実】

当組合は、以下の行事に役職員が参加し業務内容の説明や懇談を行い、ご意見・ご要望をお伺いして、サービスの向上と商品の企画に努めております。

- 「県職労駅伝大会」協賛と参加(開催時)
- 「福岡県職員労働組合定期大会」
- 「福岡県職員互助会支会事業研修会」
- 子育て支援事業への参画
- 「福岡県職員労働組合各支部定期大会・職場代表者会議等」

WELCOME!

創立100周年キャンペーン 第4弾!

若手職員のみなさま限定 39歳まで!

しんくみ加入キャンペーン

QUOカード
最大3,000円分
もらえる!



好評につき39歳までの若手職員に拡大!



キャンペーン期間：2022年9月30日(金)まで



しんくみ ってなに?



福岡県庁信用組合(しんくみ)は、福岡県職員専用の金融機関です。
1922年に設立され今年で100年を迎えました。
出資をして組合員となることにより預金や融資の取引ができます。

特典その1

「しんくみ加入」でコンビニや書店などで使える
QUOカード1,000円分プレゼント!



さらに!

特典その2

「だんだんつみたて」契約で
QUOカード1,000円分プレゼント!

給与受取口座から直接積み立てでカンタン貯蓄



➡ 裏面をごらん下さい

まだあります!

特典その3

「各種ローン」契約で
QUOカード1,000円分プレゼント!

給与受取口座から直接引き落としでラクラク返済



➡ ローン案内チラシ(別紙)をごらん下さい



福岡県庁信用組合

092(641)7454(直通) 県庁代表 092(651)1111内線 5990・5991



創立100周年キャンペーン 第4弾!

若手職員のみなさま限定 **39歳まで!**



しんくみ特別ローンのご案内



キャンペーン期間：2022年9月30日(金)まで



さらに!しんくみに加入し

ローンを初めて利用する方は**2,000円**分のQUOカード贈呈!

使いみち自由! 来店でも、スマホでも申し込みできます!



しんくみ はじめて ローン **1.9%**

詳細は
裏面へ!

(商品名:ふりーぱす)

★「しんくみはじめてローン」の利用を若手職員へ大きく拡大!★

39歳までの方なら、現在信用組合のローンをご利用中の方でもお申し込みできます

**50万円まで
60回(5年)返済**

**50万円を60回でお支払いの場合、
毎月のお支払いは8,742円です**

WEB申込みの流れ (しんくみを初めて利用する場合)

お申し込みは
ココから ↓



右のQRコードを読み取り
仮申込みして下さい

しんくみよりお電話
いたしますので、
案内に沿って組合員
加入と普通預金口座の
開設をお願いします



組合員加入が済みましたら
裏面の案内のとおり
本申込みして下さい



手続完了です!

しんくみ
はじめてローン
QRコード
(新規利用者)



仮申込み用



しんくみ
ってなに?

福岡県庁信用組合(しんくみ)は、福岡県職員専用の金融機関です。

1922年に設立され今年で100年を迎えました。

出資をして組合員となることにより預金や融資の取引ができます。



福岡県庁信用組合 092(641)7454(直通) 県庁代表 092(651)1111内線 5990・5991

ご来店不要、Webで全ての手続きが完了する
フリーローンの取扱いを開始しました!

Web完結ローン ふりーぱす

ご融資金額

300

万円以内

使いみち
自由

スマホで
完結!!
来店
不要!!

24時間
365日
いつでも申込

固定金利で安心!

年利率

7.5%

(保証料含む)

QRコードを読み取り
必要事項を入力

必要書類を撮影し、
画像をアップロードしたら..

手続完了!



お申し込みはこちらから!

信用組合にご加入済みの方
(普通預金口座をお持ちの方)



信用組合に未加入の方
(普通預金口座がない方)



来店
不要

記入
不要

簡単
申込

24時間
365日

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	1		
【概況・組織】			
1. 事業方針	1		
2. 事業の組織*	19		
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名)*	2		
4. 総代会の概要	4		
5. 店舗一覧(事業所の名称・所在地)*	2		
6. 地区一覧	2		
7. 組合員数	2		
8. 主要な事業の内容*	8		
【業務に関する事項】			
9. 事業の概況*	1		
10. 経常収益*	13		
11. 業務純益*	13		
12. 経常利益(損失)*	13		
13. 当期純利益(損失)*	13		
14. 出資総額、出資総口数*	13		
15. 純資産額*	13		
16. 総資産額*	13		
17. 預金積金残高*	13		
18. 貸出金残高*	13		
19. 有価証券残高*	13		
20. 単体自己資本比率*	13		
21. 出資配当金*	13		
22. 職員数*	13		
【主要業務に関する指標】			
23. 業務粗利益及び業務粗利益率*	9		
24. 資金運用収支*	9		
役務取引等収支*	9		
その他業務収支*	9		
25. 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回*	13		
資金利鞘*	14		
26. 受取利息、支払利息の増減*	8		
27. 役務取引の状況	9		
28. その他業務収益の内訳	13		
29. 経費の内訳	9		
30. 総資産経常利益率*	14		
31. 総資産当期純利益率*	14		
【自己資本構成に関する事項】			
32. 自己資本の構成に関する事項*	10		
33. 自己資本の充実度に関する事項*	11		
34. 信用リスクに関する事項*			
信用リスクエクスポージャーと主な種類の期末残高*	11		
一般、個別貸倒引当金の期末及び期中の増減額*	9		
業種別個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等*	12		
リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等*	12		
35. 信用リスク削減手法に関する事項*	12		
36. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項*	該当なし		
37. 出資等エクスポージャーに関する事項*	12		
38. 証券化エクスポージャーに関する事項 オリジネーターの場合*	該当なし		
投資家の場合*	該当なし		
39. 金利リスクに関する事項*	12		
【預金に関する指標】			
40. 預金種目別平均残高*	14		
41. 預金者別預金残高	14		
42. 財形貯蓄残高	14		
43. 職員1人当たり預金残高	14		
【貸出金等に関する指標】			
44. 貸出金種類別平均残高*	15		
45. 貸出金担保の種類別残高*	15		
46. 貸出金使途別残高*	15		
47. 貸出金業種別残高・構成比*	15		
48. 預貸率(期末・期中平均)*	14		
49. 貸出金金利区分別残高*	15		
50. 職員1人当たり貸出金残高	14		
【有価証券に関する指標】			
51. 商品有価証券の種類別平均残高*	該当なし		
52. 有価証券の種類別平均残高*	15		
53. 有価証券種類別残存期間別残高*	15		
54. 預証率(期末・期中平均)*	14		
【経営管理体制に関する事項】			
55. リスク管理の体制*	2		
56. 法令遵守の体制*	2		
【財産の状況】			
57. 貸借対照表*	5		
損益計算書*	8		
剰余金処分計算書*	9		
58. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況*	16		
59. 自己資本充実状況(自己資本比率明細)*	10		
60. 有価証券、金銭の信託等の評価*	13		
61. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	9		
62. 貸出金償却の額*	15		
63. 会計監査人による監査*	該当なし		
【その他の業務】			
64. 内国為替取扱実績	14		
【その他】			
65. トピックス	20		
66. 沿革・あゆみ	19		
67. 地域への貢献	23		
68. 個人情報保護宣言	3		
69. 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要*	22		
70. 役職員の報酬体系	21		
71. 反社会的勢力に対する基本方針	21		
72. 預金者を保護するための市場規律の取組みと考え方	17		